

第 20 回中川村リニア中央新幹線対策協議会開催



期 日 令和元年(2019年)12月17日(火) 午後6時57分～9時20分

場 所 中川村文化センター 小ホール

出席者 委員17人(欠席者0人)、JR東海5人、長野県4人、飯田市3人
工事請負業者5人、村関係者9人、マスコミ3社

1 開会

事務局 皆さん、こんばんは。(一同「こんばんは」)

定刻前になりますが、委員の皆さん全員と関係者の皆さん全員おそろいでございますので、ただいまから第20回となります中川村リニア中央新幹線対策協議会を始めさせていただきます。

2 あいさつ

事務局 初めに、会長であります宮下村長からごあいさつを申し上げます。

会長 改めまして、こんばんは。(一同「こんばんは。」)

ちょっと言葉がよくわからないんですけれども、ちょっと年の瀬っていう表現が正しいのかどうかわかりませんが、ことしも残すところあと14日ということで、何かとお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

前回8月23日に開催をして以来でありますので、その間、4ヶ月近い経過があったわけでございますけれども、8月23日の対策協議会におきましては、既に御出席の方は説明が不要かと思っておりますけれども、砂防指定地であります半の沢の大規模土地の形質変更に伴う技術検討委員会の経過についての説明をいただいたわけでありまして、つまり、盛り土構造についてと、その安定性、排水対策、そして、盛り土後の安全管理の考え方についてJR東海さんから説明を受けたところでございます。この原案を砂防フロンティアで検証し、報告書として長野県建設部に提出をすると、その時期が12月という説明を受けておりました。けれども、台風19号による千曲川堤防の決壊ほか被害が多大なところから、この復旧のほうに全力を挙げておるようでありますので、その後どうなっているかなというふうなことでございます。このことにつきましては、また報告をいただければというふうに思っておるわけでありまして、

その後、8月28日だと思っておりますが、渡場地区で住民の皆さんにお集まりいただきまして同様の説明を行ってきたところでございます。

一方、松川インター大鹿線の4カ所の改良拡幅工事につきましては、保安林の解除申請が受理をされ、工事発注の途中でであるということも伺っております。

12月のこの時期に開催するという事は、考えてみれば予定をしておったということでもありますので、本日、JR東海さん、長野県さんから関連事業も含めましてお聞きすることを本日の第1の議題としてまいりたいと思っております。

また、きょう、ごらんいただいたとおり飯田市の皆さんにおいでをいただいております。これは、飯田市が行います宅地造成に関連をしまして、地盤改良を必要とする場所のようであります。そのために、非常にかたい土といいますか、かたい岩石といいますか、こういったものが埋め戻し用として要るということで、緊急のお話、提案があるようでございますので、この場でお聞きすることとしたいと、これが2点目のきょうの重要な課題であろうというふうに思っております。

その後、幾つかの次第に沿って進めますけれども、報告がちょっと長くなるかと思っておりますので、委員の皆さん、よくお聞き取りいただきまして、活発な議論をお願いしたいと思います。

きょうは、よろしく申し上げます。

事務局　それでは、協議事項につきましては会長の進行でお願いをいたします。

3 協議事項

(1) 大鹿村におけるトンネル掘削及び関連工事の進捗状況について

(2) 渡場地区における環境測定について

会長 では、次第に沿いまして協議を進めさせていただきます。

 最初に、大鹿村におけるトンネル掘削及び関連工事の進捗状況につきまして報告をお願いいたします。JR東海さん、よろしくお願いします。

JR 東海 どうも、改めまして、こんばんは。(一同「こんばんは」)

 本日は、皆様の貴重なお時間、我々の説明をさせていただく機会をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろはリニア中央新幹線事業に対しまして皆様の御指導、御支援賜りましてありがとうございます。

 リニアの事業ですけれども、平成26年の10月に国土交通大臣から事業の認可をいただいて5年が経過したという状況でございます。この5年の間、大鹿村のほうでは南アルプスのトンネルの掘削、非常口から斜坑の掘削、そして現在は先進坑という本坑の隣にある先進坑の掘削っていったものも今着実に掘削工事を進めさせていただいているという状況でございます。また、リニアの関連工事といたしまして、昨年度開通いたしました2本の県道59号の西下トンネルと東山トンネルも開通をさせていただきました。一方、飯田市、それから豊丘村におきましても、まだトンネル工事は入っておりませんが、その前段として、準備工事として道路の改良工事ですとか作業ヤードの整備、そういったものも進めさせていただいているといったところでございます。

 いずれの地区工事におきましても、地元関係者の方々にきちんとわかりやすく丁寧に御説明をさせていただきながら、御理解を深めていただきながら事業を進めていくということを念頭に進めておりますし、今後とも、工事が進んできたときも地元の皆様としっかりとコミュニケーションを図って進めていきたいというふうに考えております。また、中川村の、これから道路改良工事ですとか、リニアの土が外に出せるような状況になれば、また中川村の皆様と、村長初め役場の方々、そして協議会の皆様としっかりとコミュニケーションを図り、御意見をお聞きしながら進めてきたいというふうに思っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

 それでは、担当のほうから進捗状況等の御説明をさせていただきます。

JR 東海 大鹿村におけるトンネル掘削及び関連工事の進捗状況としまして、お手元にありますA4縦の「第20回 中川村リニア対策協議会 資料」というほうの資料で御説明をさせていただきます。正面のスクリーンにも同じ資料を出しております。少し遠くで見づらいかもしれませんので、お手元の資料とあわせながら見ていただければと思います。本日の御説明内容ですけれども、大鹿村のトンネル工事ということで南アルプストーンネル(長野工区)工事についてということを最初に御説明をさせていただきます。2つ目に伊那山地トンネル(青木川工区)工事について進捗の御説明をさせていただきます。3つ目としまして、現在松川インター大鹿線を通行している工事用車両

台数の報告をさせていただきます。最後に、渡場地区の環境調査について御説明をさせていただきます。お手元の資料を1枚めくっていただきまして、右側に「4」と書いてあるかと思えます。こちらの地図の説明をさせていただきます。正面に同じ資料が出ておりますが、お手元にある資料でいう右側のほうが静岡側になります。左側のほうが飯田市側となります。

大鹿村ですけれども、大鹿村では、今現在、南アルプストンネルとしまして3カ所の非常口を計画しております、そのうち2カ所から斜坑の掘削を進めているところでございます。そちらについては後ほど御説明をさせていただきます。あわせて、大鹿村のメイン道路であります国道152号というのが真ん中に黒い線で南北方向に走っておりますが、そちら、地区の中心部を回避するというので、現在、国道152号の迂回路という工事も並行して行っておりますので、そちらについても御説明をさせていただきます。最後に左側、「伊那山地トンネル」と書いてあります左側のほうですが、こちらは青木川非常口という非常口を計画しております、こちらから斜坑の掘削を進めるべく現在準備を進めておりますので、そちらについても御説明をさせていただきます。右側のページ、右側の5ページと書いてあるところになります。小渋川非常口ですけれども、現在、先進坑、小渋川斜坑から釜沢斜坑という間の本線に並行するトンネル、少し断面の小さい先進坑を掘削しております、こちらは延長、小渋川—釜沢斜坑間で約1,600mでございます。そのうち約1割の掘削が完了している状況となります。小渋川先進坑の施工状況ですが、左側のほうにトンネル内の写真を掲載しております。

あわせて、小渋川非常口から発生した発生土ですが、現在、村内、大鹿村の総合グラウンドの整備事業に有効活用するというので、現在、グラウンドのかさ上げの埋め立てを行っているという状況になります。そちらにつきましては、照明設備であるとか安全設備、ガードレールとか安全設備等の工事を進めておまして、引き続き発生土による造成を行っているという状況になります。その状況は右側「グラウンド 施工状況」と書いてある写真が参考になるかと思えます。

右下、6ページ目でございますが、「除山・釜沢非常口方面の状況」ということで、こちら、一番静岡側に近い非常口の状況となります。

除山非常口につきましては、斜坑延長の約6割の掘削が完了しております。

そのお隣にあります釜沢非常口ですけれども、こちら、ヤードの造成工事が完了して、現在、斜坑掘削の準備工事を進めておる状況となります。釜沢非常口につきましては、本年度中に斜坑掘削を開始するという予定に今しております。

その下にあります写真ですが、除山斜坑の施工状況ということで、左側が除山斜坑のトンネルの中の写真となります。右側は釜沢斜坑の現在のヤード造成の状況となります。

1枚めくっていただきまして7ページ、右側7ページの部分ですが、一番静岡側の

非常口でございます除山、釜沢、こちらのほうで発生した発生土の置き場について御説明を差し上げます。発生土置き場としまして、旧荒川荘という場所がございます、そちらの道路確保を含めた造成工事ということで、現在おおむね作業は完了し、県道の拡幅工事についてもおおむね完了しているという状況でございます。

また、発生土置き場でございますが、仮置き場という場所、仮の発生土置き場を用意しておりまして、そちらにつきまして現在工事を進めているという状況がございます。そちら、左側が発生土置き場（旧荒川荘）の施工状況となります。その下、右側に8ページと記載がありますが、こちらですけれども、先ほど申し上げました国道152号の迂回路ということで、中心部を迂回するというので、左側に絵がついていると思いますが、黒色の線、現行ルートと書いてあります場所から、左側の点線の迂回路と棧橋①というものを設置して、工事用車両はこちらの迂回するルートを通っていくということで、今計画を進めております。そのうち工事用の仮棧橋の①でございますが、現在、河川内の工事を行っております、来年3月末ごろの完了を予定しております。小渋川の左岸側の迂回路の造成工事でございますが、現在、河川管理者さんと協議をさせていただいております、協議が整い次第、施工に移っていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料右側、青木川工区の状況について御説明をさせていただきます。資料10ページになります。青木川非常口ヤードですが、現在、ヤード内にもともとありました大鹿村さんの残土ですけれども、そちらを村内の基盤整備事業へ搬出するというので、おおむね完了し、現在、トンネル掘削に必要な設備等々のヤード成形を行っている状況となります。来年1月から坑口部の工事、トンネルを掘る部分の工事であるとかトンネルの掘削に必要な設備、そういったものの配置を行っていくという予定にしております。トンネルの掘削につきましては、来年の夏ごろから開始する予定としております。

資料を1枚めくっていただきまして、資料12ページ目、右側に4ページと記載のあるところです。こちらですが、現在、松川インター大鹿線を何台JRの関係の車両が通っているかというものを11月の実績でお示したのようになります。南アルプストーンネル長野工区につきましては1日平均、月別日平均の値ではございますが、往復で13台程度、青木川工区につきましては同じく月別日平均で11台程度ということとなります。また、個別に渡場地区の皆様には御案内をさせていただきましたが、喬木村のほうから耕土を運搬するというので、大鹿村まで耕土を運搬するというので、松川インター大鹿線を使わせていただきました。その耕土運搬の10月から11月までの月別日平均の値でございますが、こちらにつきましては往復で21台程度ということで、こちらにつきましては、もう運搬が完了しましたので、御報告となります。

最後に、渡場地区の環境測定について御説明をさせていただきます。資料右のページ、14ページでございます。今後の工事用車両の本格的な運行に先立って、現況把握

を目的として渡場地区において環境測定を現在実施しております。測定項目といたしましては、大気質としまして窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度と騒音、振動の項目を常時計測させていただいております。また、測定期間ですけれども、2018年11月から通年測定ということで、おおよそ1年経過をしました。

お気づきの方も見えかもしれませんが、騒音、振動の測定値を常時表示するモニターを10月25日に交差点、我々が測定している場所の近傍に設置しております。そちらで常時表示を現在している状況でございます。資料を1枚めくっていただきますと、9月から11月の環境測定結果をつけております。こちら非常に小さくて見づらいものですから、同じ内容のものをA3でつけております。渡場交差点における環境測定結果ということで、9～11月ということで、今まで、前回の協議会等々では年間、今までの推移ということでお示しをさせていただきましたが、1年たったということで、直近3ヶ月分の測定データを今こちらに記載をさせていただいております。1枚目が二酸化窒素と浮遊粒子状物質になります。2枚目が騒音と振動のデータとなります。1枚目の二酸化窒素、浮遊粒子状物質でございますが、非常に環境基準に比較して比較的小さい値を示しているという状況になります。騒音、振動のほうですが、こちら一部高いところがございますが、昼間の環境基準を下回ると、夜間についても同様です、いずれも最大65～68デシベル程度の等価騒音レベルでございます。振動につきましては、最大でも30デシベル、振動レベルとして30デシベル程度の状況となっております。こちらについては、現在も常時計測をしておりますので、また次回、協議会がございます際に、そこまでの報告をさせていただければと思っております。

最後に、お手元にカラフルな資料がA3で1枚つけてあります。工事カレンダーと呼んでおりますが、工事カレンダーとしまして、現在大鹿村で作業をしております伊那山地トンネル青木川工区、あと南アルプストンネルの長野工区、あわせて中部電力さんも今工事をしておりますので、その工事がいつやっているのかといったことがわかるような資料を今お示ししております。こちらにつきましては、左下に凡例があるとおり、薄水色が休工期、ピンク色が大型車両の通行がない場内での作業、黄色が通常作業ということで記載をさせていただいております。御参考にさせていただければと思います。工事カレンダーの問い合わせ先とか、何があるかわからないといった、あとインター線の通行に際する苦情等々、お問い合わせ先を資料の17ページにつけております。こちらのほうに御連絡をいただければ、我々のほうでお答えをさせていただきます。JRからの資料の説明としましては以上となります。

会長 ありがとうございます。協議事項の項目の(1)(2)をあわせて説明をいただきました。このことにつきまして、委員の皆様、御質問等、意見を言うことではないと思いますので、御質問等ありましたらぜひお出しをいただければと思います。

委員 2点お願いをしたいんですが、工事用車両台数についてですが、JR分の工事車両の台数は教えてもらったんですが、小渋砂利組合のダンプが道路を走っているわけです。これは通年同じような感じで走っていると思うんですが、それを足した合計の台数っていうのはどこで把握をすればいいかっていうことなんですが、それが1点ですね。それから、もう一点は、5ページ、直接は関係ないんですが、大鹿村のグラウンド整備を現在やっているっていうことなんですが、これの計画に対する進捗率はどのくらいなのかっていうことを教えてください。以上2点です。

会長 今の関連したことでもしありましたら、先にお出しをいただければというように思います。じゃあ、大気質の測定云々のほうは後にして、工事関係ということで、まず御質問がありましたので、小渋砂利のほうはどうか、運行台数の把握……

JR 東海 ちょっとJRのほう把握していないですね。

会長 小渋砂利組合に関しては、JR東海さんも入っていますよね。小渋じゃなくて、協議会にお入りになっていますよね。ですから、協議会の目的がそこにあるかどうかは別にして、そちらのほうに資料を求めないとちょっとわからないと思うんです。

委員 求める必要があるというふうに思っているわけです。

会長 砂利組合、それからダムの上のしゅんせつ、これが結構場外に出ていっていますから、合わせて、そうだな、これはダム統管をお願いして聞くしかない。

砂利組合のほうは、こちらから言えば教えてくれるんでしょうか。

じゃあ、JR東海さんについていうよりも、対策協議会から、ぜひ資料として提出をしてほしいということで、事務局のほうにあれします。総意として求めます。求めて、現在どうなっているかの資料を次回までにせればいいですか。

委員 はい。

会長 ということを、こちらのほうでこれは。じゃあ、それとともに、埋め立てしている進捗率について御質問がありましたので、お答えをいただければと思います、大鹿グラウンドですね。

JR 東海 グラウンドは、約10万入るっていうふうに計画しておりますけれども、約8割ぐらいが入っている状況でございます。また、造成自体はほぼ、もう少しかなというところなんですけれども、その後、照明設備、安全設備等、安全設備っていうのは外側

のフェンスあたりまで私どもでつくって、その後、大鹿村さんのほうで上物のほうの工事をされるっていうふうに聞いています。

会長 すみません。照明は前からついて、余計なことなんだけど、ついていたんだけど、地盤を上げるので、総体的な高さが低くなってしまうということで全部入れかえっていうこと、そういう約束なんですか。

JR 東海 もともとあったものの機能を回復する分までは私どもがやるんですけども、照明設備って書いてありますけど、私どもがやるのは、電柱の基礎の部分は造成と一緒にやらなければならないので、私どものほうで施工するような経過です。

会長 よろしいですか。

委員 いいです。もうちょっと上がるっていうことですね。

JR 東海 ええ。

委員 盛り土としては、もう完成面になっているわけですか。

JR 東海 もう少しだけ上がります。

会長 ほかにいかがですか。

委員 柳沢地区の総代です。ちょっと着がえてくる暇がなかったんで、こんな格好ですみません。県外に、長野県じゃないところ、ほかにもまたがっていますよね、特に今、静岡のほうの報道がされていますけれども、静岡を含めてほかの各県の工事の状況のあらましと、それから、そういう状況の中で東京—名古屋間がいつ開通するという計画、最新の状況なのか、その辺を教えていただきたいと思います、東京—大阪間との比較とかっていうことを含めて。

会長 議題にないけど、いいですか。

JR 東海 御質問ありがとうございます。リニア中央新幹線、今、事業認可いただいているのが品川から名古屋間でございます。品川から名古屋間は2017年開業を目指して今一生懸命全力で取り組んでいるということで、2027年の開業については、変更せずに、今、長野県だけではなくて、東京の担当から愛知の担当まで、2027年を目指して各都県で

工事を進めているという状況でございます。先々週でしたか、岐阜県のほうで報道公開を、トンネルの報道公開をさせていただいて、日吉トンネルっていうトンネルなんですけれども、あそこでは、もう既に本坑の掘削をしていますよっていうことで、報道の皆様、関係者の皆様の御視察をいただいているというところもありますし、また、先週、品川駅を出てすぐ、最初の立坑、シールドの発信基地になるんですけれども、その立坑が完成をしましてっていうプレスのリリースを持させていただいたということで、着実に、ほかの都県も工事を進めさせていただいているという状況でございます。ただ、静岡県につきましては、報道で御存じかと思いますが、現在のところ、まだ工事は進んではおりませんけれども、長野県の担当っていうことですので、静岡の細かい話をここでするのは、ちょっと差し控えさせていただきますが、きちんと地元関係者の方、自治体のほうに我々の考え方を丁寧に御説明していくということには変わりないというふうに思っております。

会長 この説明でよろしいですか。

委員 ちょっと前から長野県さんをお願いしていたんですけれども、ほかの県の状況を県として、JRさんの言い分だけではなくて、県としてほかの他県との連携をしながらどういう状況になっているかっていうようなことを教えていただかないと、ピンポイントだけ見ているとなかなか全体が見えてこないところがあるので、ぜひ、それをお願いしたいと思います。

長野県 なかなか言えないところも実はあるんですけれど、いずれにしても他県との接続等もあって、その調整を十分やらせていただいておりますので、ちょっと静岡の話は、ちょっと私どももわからないところが実はあるんですけれど、動いているところとは、いつも会議等で情報交換もしております。どんなところまで話せるかっていうのも、ちょっと他県さんの部分を余り言うっていうのもあれなんですけど、言えるところまでは、ちょっと調整する中で、じゃあお話をさせていただくように調整させていただきます。

委員 多分、水のこととか、トンネル、岐阜のほうとかでちょっとトンネルが落ちたとかっていうふうなお話もあるし、水のこととか、トンネル、岐阜のほうとかでちょっとトンネルが落ちたとかっていうふうなお話もあるし、静岡では水が抜けちゃうんじゃないかっていう、多分みんな、ある程度問題はどこも共有しているかと思うので、どこどこ県のどこどこ現場ではこういう問題があって、こういう形の話し合いが行われているみたいなことを、各、長野県だけではなくて、ほかとも、長野県ではこうなんだよっていうふうなことを知ることによって、我々もいろいろ勉強になるし、ああ、そ

うなんだってということ、理解が深まると思いますので、ぜひ、そういう取り組みを県として、ほかの県と問題の共有みたいなことをしていただけるとありがたいなと思っております。

長野県 ありがとうございます。参考になるってということは確かなんで、同じようなシチュエーションみたいになるのが起きたときに非常に参考になるってということもあるんで、ちょっとその辺も、ちょっと調整させていただきます。

会長 ぜひ、お願いをいたします。ほかにはいかがでしょうか。——それじゃあ、ちょっとこれ聞き忘れたってことがありましたら、あとで一括にいたしまして、次に進めさせていただきます。JR東海さん、ありがとうございました。

(3) 松川インター大鹿線道路改良工事の進捗状況について

会長 松川インター大鹿線の道路改良工事の進捗状況につきまして、飯田建設事務所さんのほうから御説明をお願いいたします。

長野県 皆様、こんばんは。(一同「こんばんは」) 飯田建設事務所関連事業課担当係長です。本日、課長は体調不良により欠席しておりますので、かわりまして私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼します。(着席)

A3のホチキスで2枚閉じてある左上に「主要地方道松川インター大鹿線道路改良工事 位置図」といった資料をごらんいただきたいと思います。図の真ん中あたりの赤の長丸になりますけど、現在5カ所で防災工事を実施しているところであります。この工事の内容につきましては、劣化した既設のコンクリート吹きつけと落石防止網を撤去いたしまして、新たなものと交換するものであります。工事の実施に当たりまして、現在4つの区間で片側交互通行の規制を行って工事を進めております。通勤時間帯は交通誘導員によります誘導を行っておりますが、それ以外の時間帯につきましては信号による規制を行っているところであります。信号による規制では、1カ所当たり約3分間という時間を要しております、全箇所ですら最大で10分間程度の待ち時間をお願いしているところであります。工事の完成時期につきましては、この5カ所を下から順次工事を完成させていきまして、規制も徐々に下から解除していきます。全ての工事の完成につきましては4月の中旬になる予定となっております。工事に対します御理解と御協力に感謝するとともに、通行に当たりまして御不便をおかけしていることに対しまして、この場をお借りしましておわび申し上げます。

今後の工事の予定でございます。道路の拡幅工事についてでございます。区間1から4と書かれているところについてでございます。懸案でありました保安林解除の手続が全て終わりまして、区間3につきましては吉川建設さん、区間4については岡谷

組さんと、それぞれ先月末に工事の契約をしたところでありまして、区間1と2につきましても、現在発注の準備を進めているところでありまして、今月中の工事の報告、それから年明けの契約を予定しているところでありまして、工事の内容につきましては、右下のところに「道路拡幅標準横断図」というものがついておりますが、道路の谷側のほうに拡幅していくといったものであります。工事期間につきましては、長期間にわたると想定しておりますが、全ての区間の契約が済みまして、施工計画を立てていく中で詳細な工事工程等を検討いたしまして、改めて皆様に御説明させていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

このほか、黄色の長丸の部分になりますが、現在行っている防災工事と同様に、来年度、令和2年度に2カ所、工事を発注する予定となっております。現在やっている工事と同様の工事でございます。引き続き御理解と御協力を御願ひしたいと思ひます。これらの実施に当たりましては、現在の防災工事と同様に片側交互通行規制が必要となっております。この路線につきましては、御承知のとおり大鹿村へ向かう生活道路、それから観光道路であるとともに、小洪砂利の運搬道路となっております。これらの工事の影響で一般車両や土砂の運搬車両の通行に支障を来している状況であります。さらに、工事の影響により観光を敬遠するというような動きもあると聞いております。観光面、経済面への影響も大きく、多方面から現在改善を求められているところでございます。このことから、図面のピンク色の線、茶色いのが県道ですけど、その下にピンク色の線を示しておりますが、小洪川の河川管理用道路を活用した仮設道路を築造いたしまして、この道路へ迂回することにより通行する車両を円滑にし、工事に伴う影響を最小限にしたいと考えております。

図面の下側の白抜きの部分をごらんいただきたいと思ひます。ピンクで書かれている字でございます。河川内の道路の利用計画でございます。利用方法といたしましては、大鹿村から松川町方面への一方通行といたしまして、大鹿村方面への車両は現道を利用するということといたします。仮設の道路の利用時間帯は、工事実施時間帯の午前7時から夕方5時、17時までといたします。利用期間としましては、拡幅工事、それから防災工事の期間中といたします。維持管理につきましては、道路区域といたしまして認定し、一般の県道と同様の管理を行っていきたくと思ひております。現在の状況でございますが、河川法や砂防法、森林法、これは保安林になります、それから道路法に基づきます法定の手続のための協議を関係機関と今行っているところがあります。特に、河川の道路につきましては、全て河川敷ということになりますので、河川占用許可というものが必要となっております。現在、天竜川上流河川事務所と天竜川ダム統合管理事務所のほうと協議を行っているところがございます。これらの法定手続が全て完了してから工事に着手する予定となっております。供用開始の時期につきましては、法定手続の進捗にもよりますが、少なくとも拡幅工事の着手までには完成させたいと考えております。次のペーパーをごらんいただきたいと思ひます。

仮設道路の平面図と現況の写真でございます。全体の延長といたしましては約3.3kmであります。ルートといたしましては、半の沢の手前から橋下の道路を通り、河川管理用道路へ進みます。この間につきましては、道路形状が急カーブ、それから急勾配となっておりますことから、拡幅工事や縦断勾配を修正して大型車両が通れるように改良を行いたいと思っております。写真でいきますと9番とか8番になります。また、落石のおそれのある箇所につきましては、H鋼によります仮設保護柵を設置いたしまして安全を確保していきたいと思っております。さらに、転落のおそれがある箇所につきましてはガードレールを設置していく予定になっております。

続いて、河川内の道路につきましては、幅員は3.5mが現在既に確保されておりますので、そのまま活用することといたしまして、河川への転落のおそれのある箇所につきましてはガードレール、さらには区域外への逸脱防止や視線誘導のために全線にわたってゲレンデネットという、工事中のところに最近ではよくフェンスのかわりに設置してあるものがありますが、そういったものを設置していきたいと思っております。そのほか、注意喚起のため警戒標識や看板などを設置いたしまして安全を確保していきたいというふうに考えております。地面の左側になります。赤線の実線の部分でございます。この間につきましては、舗装道路はありません。先ほどの位置図と2枚目のこの図と少し表示が違っておりますが、こちらの図面のとおり、大林建材さんのプラント内の河川沿い、河川寄りのほうに新たな道路を築造いたしまして、現道までさらに寄り接続するというを予定しております。斜度の勾配につきましては7%程度を予定しているところであります。河川内道路の利用に当たりますと、上流の小渋ダムの放流の影響を受けるということになりますが、ダム下流の河川断面は、計画放流量、毎秒500m³、500tということに対応した断面が既に河川は確保されておりますので、河川内道路の全ての区間が計画洪水位より高い位置になるということを確認しております。ダム放流時の通行どめ等の基準につきましては、今後、関係機関、天竜川上流河川事務所などと協議しながら決定していきたいと考えております。また、河川内道路の利用につきましては、河川管理者や関係者のおおむねの了解をいただいているところでございます。引き続き関係機関と協議を重ねていく中で、より安全な道路をつくるとともに、できるだけ早い供用開始を目指してまいりたいと考えております。河川内道路の利用については以上でございます。

続きまして、また1ページのほうへお戻りいただきたいと思っております。図面の中央の部分に紫色の長丸の表示があります。発生土置き場の位置を示しております。現在、国の許可、天竜川ダム統管理事務所のほうでございます。それから天竜川上流河川事務所でございますが、そちらのほうの許可を受けまして、道路トンネルの掘削土約20万m³というものが半の沢橋の対岸、左岸側に仮置きをされている状況であります。今後、この存置がしばらく続くこと、それから、さらに近年の豪雨や未曾有の洪水の発生、さらには緊急放流の実施など、そういった状況を鑑みまして、下流への流出と

いうものを防止するために仮置き場の補強を実施していきたいと思っております。具体的な工事の内容は、盛り土の河川側に大型土のうや袋詰め玉石工といったものを設置いたしまして。仮置き土の下流への流出を防止していくといったものでございます。今後、河川区域内行為の許可が下り次第、この渇水期、この冬で実施していきたいと考えております。工事の施工につきましてはJR東海さんのほうで行う予定になっております。工事の状況と今後の予定につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。道路改良について予定をしておいた2つと新たな河川内道路の計画、それと、もう一つ、発生土置き場の土砂の流出防止の大型土のうと言えればいいのか、それを置くと、この4つのお話があったかと思えます。この件につきまして御質問を受けたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

委員 すみません。現場も見なしに質問しちゃいけないんですが、対岸に20万㎡、これは半の沢の盛り土に流用する予定の掘削土なんですね。この大型の盛り土に対する検討委員会ですか、その結論は正式に出ていないんで、それが出た段階で改めて下からきっちりやっていくためには、ある程度逃げておかなきゃいけないということで置いてあるかというふうに思うんですが、そこら辺を確認したいです。

長野県 委員も御指摘のとおりでございます。初め、そういう計画がないうちに仮に置いたちゃったものですから、下処理をしっかりとしなければ安全じゃないっていうことはよくよく指摘を受けているとおりでございますので、それをするためには、ちょっと置いてあったのが邪魔だよっていうことで、ちょっと対岸に置かせてもらっているという、そんなような状況でございます。

会長 ほかに、関連したことで結構です。ちょっと私、いいですか。
河川内道路を、半の沢をおりていって、あれを使うっていうことのほうが、やっぱりこれはいいだろうなとは思うんですよ。思うんだけど、最後のところの、これは大林建材さんのプラントのある下流のところ、これ、舗装をしますよね。

長野県 ありがとうございます。しっかり舗装をさせていただきます。工用道路といっても、普通の県道と同様な扱いとして、ちゃんと設計速度っていうものも入れて、ちゃんと設計しますので、逆に今の現道より走りやすいのかなあっていう感じなんですけど、斜度、さっきも7%程度って言っています。本当は、目標は6%がいいんですけど、6%にすると道路斜度がずっと長くなっちゃって大林建材さんがなくなっちゃうんで、ちょっと端っこを借りる中でやる中で、7%程度で上がって、今度、現道だっちゃう

ところは2.5%以下っていう平場をつくって、よく見えやすいような、そういう設計にさせていただくので、一回通っちゃうと後々ずっと使いたいなと思っちゃうような道になっちゃうんですが、逆に安全な設計になっております。

会長 ということだそうでございます。関連でも構いませんので。いいですか、皆さん。

委員 事務局に議事録があると思うんですけど、渡場の地元説明会のときに一人のPTAの方が、工事、横などで、工事の関係でお子様が通学のために非常に悲しい思いをしたということで、そういうわけで、もうステッカーが全部関係車両から全て関係のものには張ったり、連絡して交通関連は気をつけるっていう話があったそうなんですけど、それを確認していただいて、今どうなっているかということで。

JR 東海 渡場の説明会で御意見を受けまして、通勤車両、下請けの業者さんは村外のところで乗り合いにしてもらって、台数を減らして中に入れてもらうっていうことの徹底と、それから、当然乗り合いで入っていく会社の車については黄色いステッカーを張っていただいております。それから、通学されているっていうことを受けて、それぞれの請負業者さんの、ハザードマップって呼んでいるんですけども、運転手さんに注意してもらってマップを小渋線はつくっているんですけども、そこにも通学路っていうのをに入れてもらって、注意をしてもらうようにしております。以上です。

会長 そうすると、関連車両は黄色いステッカーを出す、村外から一緒に乗って乗り入れる、通勤に使う車は、ということ徹底しているという、そういうことでよろしいですか。

JR 東海 はい。下請け業者さんの村外から来られる方については、乗り合いで入ってもらうのを徹底してもらうということをやっております。

会長 ほかにいかがでしょうか。——それじゃあ、特にないですかね。ちょっと聞き落としたんですけど、いわゆる改良工事、道路拡幅の工事は4カ所になるということなんですけど、これ、終わりのめどって立っているわけですか、大体予定では。

長野県 すみません。現在契約している工期は約1年半ぐらいになるかと思っております、次に出す工事の最後が。今の工事は、もう少し前ですけど、今から大体1年半ぐらい、1年間半ぐらい。

会長 の予定ということですか。

長野県 ええ。3年、3年の夏とか秋とか、そんなくらいになるんじゃないかということです。その予定でございます。

会長 ということだそうです。改良が終わらないと予定していたルートで走行ができな
いっていうことですね、発生土運搬が。ということは、2027年を目指す、感想です
よ、ということはいいんだけど、逆に1日当たりの台数がものすごく増えるような
ことがあると非常に心配だなということですから、これについては、今は何とも言えな
いので申し上げますが、ちょっとそんなような心配をるところです。
ほかにはよろしいですか。——ありがとうございました。

(4) 大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会に経過等について

会長 それでは、続きまして大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会の経過等につ
いて、長野県さん、飯田建設事務所さんから説明をお願いいたします。

長野県 引き続きお願いいたします。半の沢の盛り土計画につきましては、学識経験者の検
討委員会のほうが7月12日に審議を終えております。現在、その審議結果を踏まえま
して砂防フロンティアが設計に対する照査を行っているところでございます。先ほど
村長さんのごあいさつにありましたように、少し災害等出おくれは出ております。現
在のところ、今月末に照査結果報告書のほうが県のほうへ提出されるという予定に
なっております。長野県では、砂防フロンティアの照査結果報告書を受けまして最終
報告書を作成いたしまして、内容につきまして中川村さん及び地元の方のほうへ説明
する予定であります。

半の沢の盛り土計画につきましては、検討委員会での審議が終了したということか
ら、計画の検討の途中経過としまして、設計の概要につきまして8月23日に本協議会、
それから8月30日に渡場の地区住民説明会ということで説明を行ってきたところで
あります。特に渡場の地区住民説明会におきましては、盛り土の安全管理についてな
どのさまざまな御意見をいただいたところであります。そのときに私どもの説明が少
し不十分だったということもありまして、皆様の一部誤解を与えてしまったり不安を
抱かせてしまったということがありました。そういったことを反省しまして、今回の
最終報告書につきましては、安全管理の考え方を含めまして、しっかりとしたものを
整理いたしまして報告していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

最終報告書につきましては、2月上旬をめどにいたしまして作成いたしまして、中
川村さんのほうへ報告をするとともに、次回のリニア対策協議会でも説明してまいり
たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 砂防の報告書のこれからの作成、それから対策協議機械、私どもへの提示、もちろん渡場地区の皆さんへの提示については、今申し上げたような2月中旬以降ということになるということだそうでございます。これについては、これ以上言うこともないかと思いますが、ついでにというか、私のほうでちょっと申し上げておきたいんですけど、半の沢の盛り土に関しましては、砂防フロンティアが責任を持ってやっております、盛り土設計案と盛り土安全管理につきましては、学識経験者の4人の先生方の検討委員会の意見をもとにしてまとめているということでありまして、私としては、4人の学識経験者の先生を疑うということでは全くないわけでありまして、それ以外の専門家の先生にお聞きして、その先生の御意見を伺うということをお願いしてまいりました。現在、京都大学の防災研究所の釜井先生、防災研究所には専門の先生が何人もいらっしゃるんですけども、釜井先生に電話で依頼をし、最もメールでやりとりはしておりますけれども、電話で依頼をしまして、8月23日に私どもに提示していただいた資料を送付してあります。先生には、年明け、2月中には現地を見ていただいて協議会でお話をさせていただきたいという旨を打診しておりますけれども、細かい資料が2月の中旬ということのようでございますので、若干おくれるかもしれませんが、3月になると、どうも学校の先生は、大学の先生はお忙しいということも聞いておりますので、できるだけ時間を詰めて、時間をとっていただけるように進めてまいりたいと、私としては思っております。

それと、もう一点、報告をさせていただきたいんですけど、9月17日です。長野県のほうに、県庁に出向きまして、リニア推進室、坂田室長がいらっしゃいますので、坂田室長に面会を求めました。村の最低の、あそこの埋め土についての最低のスタンスというかはこういうことですよという同意する条件について申し上げたところでございます。2点。まず、大規模盛り土につきましては、道路敷きとなる部分も含めて一体で長野県の管理・監視下に置いていただくこと。2つ目、埋め戻し前に中川村の所有地、このものについては長野県名義に移していただくこと。この2点をお願いしてきました。室長につきましては、建設部長に伝え内部で検討しますという御返事でしたので、報告をいたします。今のことについてよろしいですか。何か御質問ありますか。

委員 盛り土の部分も含めて、未来永劫、長野県できちっと管理をしますというのが一番最初から、半の沢に埋めるという話のスタートのところからのお約束だったかと思っておりますので、繰り返し何回も確認をしておるところですけども、その点は重々よろしくお願ひしたいと思ひます。

長野県 そのとおりやっております。初期段階の管理の仕方っていうのは、ちょっとJR

さんと施工される業者さんのほうとのやりとりはございますが、最後は、そっこにあるのは長野県の管理と、そういうことでございます。

会長 よろしいですか。これは何度も議論してきたところの点なんで、長野県としてもこれを表明してくれていますから、あとは、中川村の土地でいることが私どもとしては不安ですから、ぜひ、そちらで責任を持って管理をいただきたいと、こういうことであります。この件についてはよろしいでしょうか。

(5) その他

会長 それでは、次に移ります。(5) その他でありますけれども、飯田市における宅地造成事業について、きょう、飯田市さんのほうから来ていただいておりますので、細かい説明をお願いいたします。

飯田市 改めまして、皆様、こんばんは。(一同「こんばんは」)

よろしく願い申し上げます。本日は、中川村様のリニア対策協議会の貴重なお時間をお借りしまして、リニア事業に関連しまして飯田市として行っております宅地造成事業、これにつきまして御相談をさせていただきたく参上いたしました次第でございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

飯田市では、リニアの本線並びにそれに関連する事業、具体的には、道路の整備事業でありますとか、あとは、特に、私ども駅の周辺に駅前広場を造成しているわけがございますけれども、そのそういった事業の関連で、実はおおむね大体 200 軒くらいの皆様に御移転をいただくというような形で今考えております。まずは、こういった皆様の、地権者の皆様、あるいは借地権者の皆様、こういった方々の御理解を得ながら進めていくというのが大前提の事業でございますので、こういった皆様方と例えば移転に当たってのいろんな課題、例えばどこに移転をしていくのか、その後の生活はどうなるのかとか、そういった問題に対しまして、今一軒一軒御家庭を回らせていただきながら、そういった課題を把握しつつ、皆様の御要望を踏まえて対策を今進めさせていただいているところでございます。そんな中で、まずは、大きな問題となりますのが、やはり移転先の確保、やはりここが一番重要ということになっておりまして、そのために、今、飯田市として代替地、いわゆる代替地というような表現もございますが、それを今、駅の近辺のところに地区の皆さんと相談をさせていただく中でつくらせていただくというような方向の中で、今計画を進め、具体的には、それに必要な道路整備事業につきまして今先行させていただいておるという状況になっております。今後、道路を先行させていただく中で、今度は宅地を造成していくという作業になってくるわけではありますが、実は、皆様御承知かと思いますが、リニアの駅が、長野県駅ができるのは上郷の飯沼というところでございまして、実は、「沼」っていう

言葉がただあって、非常に地下水が高いという状況になってしまいます。それで、もともと今の土地が、いわゆる構造改善事業でもって上郷町時代に造成をして田んぼをつくったというようなところをございまして、もともとのそういった地下水が高いところをもっていったって、そういった中で田んぼには適しているんですけども、逆に言いますと、実は宅地とすると非常に地盤が脆弱だということになってしまいます。ただ、その土地がどうしても、地区との相談の中でなるべく近辺のところに移りたいという地権者の皆様の御意見を踏まえる中で決定してきた経過がございますもんですから、そこをベースにちょっと話をさせていただいているんですが、今、そういった形の中で宅地に適した土地にするには、耕土をすいて、要するに住宅として基盤が安定する支持基盤が出てくるまで1回すいて、その後、要するに宅地に適した土に入れかえるというような作業をするということで、今計画を進めさせていただいているところがございます。実は、宅地に適した土なんですけど、私も、実は長野県さんのほうでの、実は松川ダムの砂といいますか土といいますか、その土でありますとか、今現在、飯田市のほうで進めております座光寺パーキングエリアにスマートインターチェンジをつくる計画があるんですが、そこで今発生している土とかも使おうとかいう計画を、ちょっといろいろ立ててみたいんですが、やはりいわゆる宅地として適した土ということになると、やはり基盤ががんとかたいものをちょっと選ばなければならないということの中で、いろんなことをちょっと検討してまいったんですが、その中で、できれば、ここからがちょっと御相談なんですけど、今、私もとすれば、いろんな状況を見る中で、その土質として一番私もとして適切ではないかと今考えておるのが、今、南アルプストーンネルから出る土、これをぜひ使わせていただけないかというふうに考えておるところでございます。私も、先ほどお話がJR東海さんからありましたが、大鹿の運動場でありますとか、あるいはそれを使った道路の工事の関係でありますとか見させていただく中で、非常にがっちり固まったような土質なもんですから、ぜひ、ちょっとそれを使わせていただけないかということの中で、今御相談をさせていただきたいとするものでございます。

そんな中で、そうなりますと、当然ながら大鹿村様と中川村様の関係で、今、松川インター大鹿線を通して出てくるというような形を今想定させていただくことになるのかなというふうに思う中で、きょうは、ちょっと御説明かたがた御相談に上がった次第なんですけれども、ただ、ちょっと私のほうの理屈ばかりで大変に恐縮なんですけど、実は、大分リニアの事業、先ほども言いましたように6年目に入ってくる中で、そういった地主の皆様も早く、そういった移転ということも見据える中で選択肢を掲げてまいりたいという御意見がある中で、そういった方々が実際に宅地を造成する場所を見て、そして、これは自分たちが移転したいなあ、あるいは、こういったところに建てても構わないなというような、そういった御意見も自分の意思として固めていただくという、その期間等も考える中で、できれば、私もといたしま

すと令和2年、来年の9月末ころまでに、そういった土地の造成をさせていただければというふうに考えておるところでございます。そういうことを考えまして、先ほど申し上げました土をすく量とか、あるいは新たに土を入れる量、そういったことも考える中で、今どのくらいのことを運べばということも踏まえる段階なんですけど、先ほど長野県の飯田建設事務所さんのほうからも御説明がありました松川インター大鹿線の道路の改良工事、これに伴いまして河川内道路を利用していくというような方向も今御説明があったわけでありましてけれども、そういった方向に沿いながら、実は、私どものほうの土を、それを、私どもっていうんですか、大鹿村様のほうにある南アルプストンネルの土を私どものほうの宅地造成事業の材質として使わせていただくためにここを通過させていただけないかというお願いでございます。具体的に今考えておりますのが、9月までの間に3万5,000 m³くらいを出させていただければなというふうに今考えておるんですが、9月までの間ずっとというわけではありませんけれども、1日片道で平均50台っていうときもあれば、最高でも片側で最大1日100台、ですから往復だと200台っていうことにはなりますが、先ほど河川内道路を使ってワンウェイ方式でっていうようなお話もお伺いしましたけれども、そんなちょっと量が想定されるのではないかと今考えておるところでございます。こういった旨を本日この協議会で説明させていただいておるところでございますが、当然ながら、心配される地域っていうのもあるというふうにちょっとお伺いしておるわけでございます。そういった地区に対しましては、私ども飯田市のほうから説明に入らせていただいた上で御理解を得てまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、先ほど来ちょっとお話がございました、もし仮に、そんな形で御理解をいただけたということになった場合に、ダンプの運行に際しましては、要するに平準化でありますとか、あるいは運行に当たってのステッカーでありますとか、そういったものは、私ども、長野県様であるとかJR東海様、さらに砂利組合とかいうお話もございましたけれども、そういった皆様ともしっかり調整をとらせていただいて、極力御心配のないような形の中で進めさせていただければと考えておるところでございます。

なお、補足になりますけど、実は、大鹿村様の対策協議会が、実は、あす18日、予定をされております。そんなことで、大鹿村の連絡協議会のほうにも、あす、そんな形の説明をさせていただければというふうに思っておるところでございます。本村並びに大鹿村様への御説明の後、そんな形の中で御理解を賜れますれば、松川町、高森町さんのほうにも、そんな内容のことについてを踏まえつつ説明をさせていただければという形で考えての、きょうは御相談でございますので、御意見を賜ればと、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。概要はおわかりになったかと思えます。

私、ちょっとあいさつのほうで少し余計なことをしゃべったかなあと思ったんです

が、やっぱりかたい土というか、岩を砕いたような、そういったものでないと、いい、何ていうの、基盤というかがつくれなくてというのが飯田市さんの言い方かなあと
思うんですけども、このことについてどうですか。特に委員さんも含めて、渡場の
総代さんもいらっしゃるんで、ちょっといろいろな意見を言うっていうか、いろいろお
聞きしたいことが多分あるかと思しますので、ぜひ、この際、言っていただいたほ
うがいいかと思えます。

委員 普通に考えると、飯田から南木曾というか、木曾のほうに抜けるトンネルとか、そ
れから飯田に出てくる喬木か豊丘か、そちらのほうのほうに近いいいんじゃないか
かなと思うんですけど、土の質としてよくないということなんですか。

飯田市 御質問ありがとうございます。

今のは、いわゆる中央アルプストンネルのほうのお話をされたかと思うんですが、
実は、中央アルプストンネルのほうの土が出てくるのは、少し、実はもう少し先になっ
てしまうということになります。そういったタイミングもございまして、今現在確
保が、もし願うことができるということになるとするという選択肢の中から選ばせてい
ただいたっていう経過でございます。

会長 片道 100 台、最大で 100 台だそうなんですけど、ちょっと私、聞いていいですか。100
台分を運べるくらいの工事は、そちらのほうでは、まだ先進坑にかかっているような
お話なんですけど、出ますか、出るんですか。例えば、あるんでしょうか。

JR 東海 土、JRの南アルプストンネルの土としては、それぐらいは出てまいります。

会長 最大で 100 台搬出するということですから、あそこの交差点にはプラス 200 台分は
出るということになるわけでありまして、今現在の数から見ると非常に通行量が多
くなるっていう感はするかと思うんですが、かといって、そうですね、そのぐら
いだったらというか、これ、通行しちゃいけないともなかなか言えないところもある
んですけども——いや、なかなかじゃなくて、言えないところもあるかと思
いますが、いいですか。——いいですかっていうか、基本的なお話はここで聞きしたとい
うことで、細かくは、また地元の皆さんにお話をさせていただくということのよう
でございますので。あと、数量とかは、まだ今の予定で、もうちょっと聞きたいとい
う方がいれば、いいですか。——よろしいですか。

じゃあ、この計画については、おおむねのところは了解なんで、あとは細かいと
ころで安全対策とか、地元としっかりやっていただくしかないかと思しますので、よ
ろしく願います。

飯田市 はい。わかりました。

会長 それでは、予定の議題は一応終わったわけでありまして。JR東海さんも含めて、JR東海さん、飯田建設事務所さん、飯田市さんと、全体の中でまだちょっと質問、聞きそびれたというようなことがありましたらお出しをいただければと思いますが。——特によろしいでしょうか。

委員 また公私混同ではないんですが、飯田市さんが言っているんでちょっと伺いたいんですが、私、時々通るんですが、上飯田のほうに、中学校の下に、きょう、松川ダム、リニアのダンプが25台通ります、50台通りますっていう掲示が毎日出ていますよね、高坂のところですね。あれは、どういう目的で、また効果はどのくらいあるんですか。もしよければ渡場の交差点にも同じような、きょう50台通ります、100台通りますっていう毎日の情報が出ていたよね。その効果だとか目的をちょっと教えてください。

長野県 すみません。リニアのほうで、県のリニアで答えます。

効果っていうよりは、まず知りたいっていうことが一番住民の方から出ているので、その情報発信としてやっていることです。そこで、例えば45台が50台になったからどうだとか、実は、運行のペースっていうか、数珠つながりで行っちゃうとうるさいとか、いろいろあるので、そういう工夫をしていけば騒音とかある程度抑えられると思っているんですが、今言った何台ダンプが通るかっていうのも、知りたいということに対しての回答っていう、そういうことでお願いします。

会長 この話は、もし、もし仮に、もう渡場の交差点から出ていくことは、もう間違いがないので、そういったときには、本体工事のものが出ていく話になると、ものすごい量が出ていきますから、こういうことって、もしかしたら必要かもしれないなあと聞いていたんですよ。表示なり、毎日喚起をすることがいいのかもしれないなと思って聞きましたので、このことは、後で後段のほうに譲ったほうがいいのかなというふうに思います。よろしいですかね、それで。

それでは、予定をしておった協議事項が終わりましたので、お三方、きょうは大変ありがとうございました。じゃあ、これでお帰りをいただいて、じゃあ、委員の皆さんは残ってください。この後、ちょっと大事な協議がございますので、説明者のお三方と報道関係の皆さんは退席をいただければと思います。

会長 ちょっと5分休憩をして始めたいと思いますので、開始を20分をお願いします。20

分まで休憩といたします。5分は厳しいということなので25分からの開始にいたします。

〔休憩〕 午後8時15分 休憩開始 午後8時25分 議事再開

会長 皆さんおそろいですか。時間もあれですので、始めてよろしいでしょうか。

では、きょうの本題に入りたいと思います。——本題というか、提案でございます。先ほどからお聞きになったとおりであります。いよいよ、これは飯田市さんの責任運搬、責任のもとで飯田市さんが運び出すということでありまして、基本的な運搬の形、運搬するに当たっての合意を得ていく必要があるかなあというふうに思っております。このものが基本、これが合意できるっていうことは、飯田市がやる、実際始めていくことにも準じた形で取り扱いができるだろうという思いもあわせて、このタイトルにありますとおり「中央新幹線建設工事に伴う中川村内における工事用車両の通行に関する確認書」ということで、こちらのほうで、まず委員さんの皆さんで、協議会の皆さんでもんでいただいて、これをJR東海のほうに、これで結べるかどうかということ交渉し、突っ込んでいきたいということでございますので、係のほうから読んで説明にかえさせますので、よろしく願います。

事務局 それでは、すみません。今、村長のほうから説明ございましたとおり確認書の案を進めたいということでございます。そんなことでおつくりをしてあります案のほうを、ちょっと本日御説明させていただいて、お願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。それでは、座って、ちょっと御一読させていただきます。（着席）中央新幹線建設工事に伴う中川村内における工事用車両の通行に関する確認書でございます。

中川村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の中央新幹線建設工事（以下「建設工事」という。）に伴う工事用車両（工事を行うに当たり使用する車両をいい、建設工事に伴う発生土の運搬車両を含む。以下同じ。）が中川村の区域内（以下「村内」という。）を通行することに関し、次のとおり確認する。

目的。

第1条でございます。この確認書は、工事用車両が村内を通行することに関し、一般車両への影響、中川村の環境に及ぼす影響を低減させ、もって村内の交通安全の確保及び建設工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

通行ルート。

第2条でございます。工事用車両の通行ルートは別図1のとおりとしということで、別図は挟んでおります。これ以外の通行ルートを使用する必要性が生じた場合は、甲と

協議するものとする。

別図1でございますけれども、主要地方道松川インター大鹿線、主要地方道伊那生田飯田線、一般県道北林飯島線、一般国道153号ということで、この4本の国県道を指定して、いわゆる通行ルートに指定をしたいということでございます。これが第2条の第1項でございます。

もとに戻っていただきまして、第2条の2項から再び申し上げます。

第2項 工事用車両のうち発生土の運搬車両の村内通行は、原則として主要地方道松川インター大鹿線の改良工事が完了した後に行うものとする。ただし、一般車両の通行の安全性が確保され、関係者との協議が整った場合は、この限りではない。

第3項 乙は、工事用車両の通行ルート、期間、通行台数等の運行計画について事前に甲と調整の上、関係する地区住民及び関係団体等に対して丁寧に説明を行うものとする。

第4項 乙は、通行ルートにおいて乙以外の事業者の車両等と通行期間が重複する場合は、必要に応じて関係する事業者等と調整を行うものとする。

第5項 乙は、工事用車両の通行により渋滞等一般車両の通行に支障を来すと判断された場合は、甲及び道路管理者と協議の上、速やかに対応するものとする。

交通安全対策。

第3条 乙は、工事用車両の通行について十分な交通安全対策に努めるものとする。

第2項 渡場交差点付近の通行においては、通行速度の低減や必要に応じた誘導員を配置するなど必要な安全対策を行うとともに、通学時間帯の工事用車両通行台数低減に努めるものとする。

第3項 乙は、工事用車両の運行関係者に対して十分な安全教育を行い、交通マナーの徹底、交通事故の防止及び通行人や一般車両の安全で円滑な交通の確保に努めるものとする。

第4項 乙は、工事用車両の通行により通行規制を行う場合は、範囲及び期間を最小限度とし、あらかじめ期間に余裕をもって関係する地区住民に周知するものとする。

第5項 乙は、工事用車両の通行においては、工事用車両であることがわかるように表示するとともに、一般車両の通行を優先するよう努めるものとする。

通行時間等。

第4条 工事車両の通行は、日曜日及びその他長期休暇期間（年末年始等で事前に告知する日）（以下「休日等」という。）は行わないことを基本とし、あらかじめ工事用車両の通行計画を甲及び関係する地区住民に周知するものとする。

なお、休日等において工事用車両の運行を計画する場合は、乙は事前に甲に連絡するとともに、関係する地区住民へ周知するものとする。

第2項 村内における工事用車両の通行時間は、資機材の運搬は午前7時30分から午後7時まで、発生土の運搬は午前8時から午後6時までを基本とする。

第3項 法令の定めにより通行時間帯が制限される特殊車両の通行については、事前に甲及び道路管理者に連絡し、関係する地区住民へ周知するものとする。

第4項 乙は、村内の行事等により工事用車両の通行が一般車両の通行に支障を生じることが予想される場合は、甲乙協議の上、工事用車両の通行について配慮するよう努めるものとする。

第5項 乙の建設工事に携わる作業員等の通勤は、できる限り乗用車等による乗り合いとするよう努めるものとする。

通行ルートの大気質・騒音・振動対策等。

第5条 乙は、工事用車両の通行ルート沿道地域の環境を保全するため、工事用車両の通行期間中、必要な箇所において大気質、騒音、振動の測定を行うとともに、環境基準の適合性を調査し、その内容を甲及び関係する地区住民に公表するものとする。

なお、測定箇所、測定項目、頻度、期間等については、甲と協議の上、決定するものとする。

第2項 乙は、工事用車両の通行に当たり排出基準適合車を採用し大気質への影響を低減するとともに、騒音、振動、粉じん等を抑えるよう、工事用車両のタイヤを洗浄、路面散水、通行速度の遵守など、通行面における環境保全に努めるものとする。

第3項 乙は、工事用車両の通行ルート沿道の住民から環境対策について要望があった場合、甲と調整の上、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

通行ルートの清掃及び損傷修繕復旧。

第6条 乙は、必要に応じて路面清掃車などにより工事用車両の通行ルートの清掃を行い、土砂、粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

第2項 工事用車両の通行に起因して道路施設を損傷等した場合は、道路管理者に報告するとともに、道路管理者と協議の上、道路施設の修繕等、必要な措置を講じるものとする。

苦情、損害等の対応。

第7条 甲及び乙は、工事用車両の通行について住民からの苦情、要望等に対応する窓口を設け、速やかにこれに対処するものとする。

第2項 乙は、甲が設置する中川村リニア中央新幹線対策協議会（以下「対策協議会」という。）に出席し、工事用車両の通行計画、安全対策、環境対策及び苦情、要望等に対する対応状況等について報告するものとし、重要な事項については対策協議会において協議するものとする。

第3項 甲及び乙は、苦情等を解決するため、追加の環境保全措置をとるなど、相互に協力するものとする。

第4項 乙は、工事用車両の通行に起因して損失が発生した場合は、国の基準等に基づき補償するものとする。

道路管理者との協議。

第8条 本確認書の実施に当たり必要な道路管理者との協議は乙が行い、甲は協力するものとする。

工事施工業者等への通知。

第9条 乙は、この確認書の内容を工事用車両の通行に携わる施工業者等に通知し遵守させるものとする。

有効期間。

第10条 この確認書の有効期間は、締結の日から工事用車両の通行完了までの間とする。

公開。

第11条 甲及び乙は、この確認書を第三者に公開する必要があるときは、対応を協議するものとする。

その他。

第12条 この確認書に定めのない事項または疑義を生じた場合は、甲乙協議して処理するものとする。

最後でございます。以上、確認のあかしとして本書を2通作成し、おのおのが記名、押印の上、各自その1通を保有する。

令和何年何月何日。

甲は、長野県上伊那郡中川村大草 4045 番地 1、中川村長 宮下健彦。

乙は、名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号、JRセントラルタワーズ、東海旅客鉄道株式会社、中央新幹線推進本部、中央新幹線建設部、名古屋建設部長 本田敦。

以上でございます。

会長 今、読んで説明をいたしましたので、じっくり考えないと、いろいろ、あれ、これおかしいんじゃないかとか、これを入れるべきじゃないかということはちょっとわからないかもしれませんが、今読んだ中で御質問があれば、ちょっとお請けをしたいなあというふうに思いますので。

委員 これ、工事用車両の通行に関する確認書なんで、第1条の目的の第1条なんだけれども、後段の部分の「建設工事の円滑な施工」なんていう部分を入れなくてもいいような気がするんだけど。相手のことなんて考えなくても、こちら側の確認書だもんで考えなくてもいいような気がするんだけど。

会長 御意見ですね。確かにそういうことは言えるかもしれませんが。ほかにはどうですか。

委員 これは、専門家というか、弁護士さんかなんかに見てもらったやつなんですか。

会長　　いいえ。見てもらっておりません。

委員　　基本的には、大鹿村とか、ほかでとっている確認書をベースに中川村に合わせた内容で、こちら側で内容を見直したものになります。

委員　　ちょっと感想としては、丁寧に説明すると言って、丁寧に説明する、よく聞くけど、そんな人は全然おらんなあという気がするとかね、精神論というか、努力項目はあるけども、努力する、調整を行うとか、協議するとかって書いてあるけども、調整の上、甲の承認を得るとか、甲の承認をもって取りかかるとか、何か、調整したじゃんとか、説明したしとかいうふうな形で済まされないようなところまで踏み込む、何か、努力目標だけじゃなくて、何か、いざとなったらもうちょっと踏み込んでストップさせられるような……。

会長　　許可している権限はこちらにあるぞという、こういうことですよ。そのところを強く打ち出して……

委員　　いざとなればとめられると、ちょっと待てと。

会長　　気持ちはよくわかるんですけど、恐らく、大鹿村の協定を結んだ中には、そういう議論もあったかもしれないんですけど、先ほど副村長が申し上げたとおり、これは両者の中でのせめぎ合いでつくったもので、恐らく、大鹿村もというか、JR東海が恐らく嫌がったんだろうなあというふうに、そんな意見があったにもかかわらず、そういうような想像をしております、想像する中でつくった、準じてつくったということでございます。ですから、いまだに、もうちょっと強くあるべきだっていうべきだっていうことは、これはJR東海とも協議を当然しなきゃいけません。そうしないと確認書ができませんので、それをやる段階で果たしてどう合意するかっていう問題が残るんですけども……

委員　　でも、これを出したら、ここからがスタートラインだから。JRが嫌がるんやったら中川村だって嫌なんだし……

会長　　ですから、JR東海ももちろんそうなんですけど、これだからこうで、もう出しませんよっていうことはなかなか、運行させないっていうのは、環境の、例えば、わかっているとおり、基準値を明らかに超えた一瞬があったら、その場合には当然とめて、運行を見直してということはある得ると思うんですけど、ちょっとあれですね、御意見として伺うしかないね。伺います。はい。

委員 JRは、基本、文書を残したくないというのがスタンスなんです。確認書を取り交わしたってということは、これは非常に大きなことで、1つ大きな網をかぶせるんですね、具体的なものについては。今度は、もう一つ覚書っていうのをつくるんです。それは、具体的に、もうこうなったらだめ、これしなきゃだめっていうのを项目的にやっていくんです。そこでさらに絞めつけるといって、そういう手法でやっていく方がいいと思います。そうしないと、確認書も何もない、議事録だけで、これでやっていただいていないかという、それは絶対無理なんです。一つ、これを公文書として双方で結んでおいて、あとは個別対応で覚書っていうので具体的なものを詰めていくという、そういう手法でやったほうがJRには効き目があると思うんです。

会長 お伺いせざるをないかなと思います。
ほかにはどうですか。

委員 この確認書は、いつ調印するつもりなんですか。

会長 ですから、ここに書いてあるとおり、道路が完了をして、道路施工が完了して、 ができて、出すぞっていう、出るぞっていうときです。

委員 というのは、私が言いたいのは、一般県道北林飯島線を通らせるって書いてあるんですが、あの道を通させるんですか。センターラインもない、歩道もない、あの道を大型ダンプが通っていくんですか、あれを。

会長 県道と言われるところで車両を制限されているところは、県がこれは何t以上の大型はだめだよっていう標識がされておるかと思うんで、そこは、もちろん通れないです。けども、伊那生田飯田線……

委員 伊那生田じゃなくて、県道北林飯島線。

会長 あれは、通れないことはないんですよ。

委員 いや、通れないことはないんですよっていうことは確かで、だけど、生活道路で、一般の衆が行くときに、軽トラが通ったってダンプカーとはすれ違いでどこかで待機してなきゃ、どっちかが待機しないと通行できないわけですから……

会長 先に言っちゃうと、県は、あそこの北林飯島の改良計画を今、本年度中に詳細なと

ころまでつくり上げる予定なんです。当然、改良されるという前提で、あそこから運ぶと……

委員 じゃあ、改良後ってやっておいてもらわないと困ると思うんですけどね。
それと、もっと言えば、主要地方道伊那生田飯田線は、ほとんど横断歩道がない、横断歩道ないので、交差点があっても横断歩道をなんだかんだって言ってつくっていませんよね。あそこ、通行量が増えるのに、児童が横断歩道のない交差点を横断中に車ではねられたらどうするんですか。そういうことは全部整備した上で協定を結ぶんならいいけども、今のままでこれを進められるっていうのは反対ですね。

会長 道路の、何ていうの、歩道、歩道の設置は設置で、運行とは関係がなくて、つくって協議をして進めているものですから、これができないからだめだということ、ちょっと難しいと思いますよ。

委員 じゃあ、道路を横断する子どもたちの安全っていうのはどうするんですか。例えば、主要地方道の北林飯島線っていうところで、あれ、北側にしか歩道はないですよね。柏原、葛島、渡場の児童なり生徒が来て中学校へ行くに、あのところを全部横断しなきゃいけないんだけど、横断歩道はないですよね。通学道路つつって指定してあるけれども、その道路をおりてきて反対側の歩道へ渡ろうとしても横断歩道はないです。そういった安全面のことを十分配慮してからやらなきゃ、ただこれでやっておきますよじゃ困ると思うんですけどね。以上です。

委員 基本的に、あのところって、勘違いをしないでいただきたいのは、基本的に公衆用道路を個人、一般の車両が通行することを我々が規制をすることはできません。ただ、工事が始まって車両が通行するについての安全対策だったり、今ここにあるとおりで、通行に関する確認というか、協定的なことをこの書面でやろうということが、この書面の趣旨でありまして、今もお話があった、基本的に国県道、通るとしたら国県道を基本にしてくださいというのがこの内容で、通るについての、通行についての、ここの中にあるように、事前に通行の台数だとか時間だとかルートだとか、その辺はJRから関係の地元へも十分説明して、対策をとってやるというのが基本だと思います。
北林飯島線に関しては、ちょっと村長も申し上げたとおり、県道の改良の前々から要望を上げていて、その計画に乗りつつある中で、そのときに、もしリニアの発生土運搬の車両が通るとすれば、当然、安全が確保できるような道路でないとまずいので、それもあわせて村と県と、JRも含めてですけど、安全な道路を条件とするという考えは基本でいいかと思います。

安全対策については、今、危険な箇所については、公安委員会ですとか県とかへ要

望して、やって当然いくんですけど、だから通っちゃだめよということは、ちょっと言いにくいかなと思います。今も現状、ほかの工事の道路も通っていますので、これに関してだめということと言えない中でのルールについての確認ということで御理解いただきたいと思います。

委員　だから、通っちゃいけねえじゃなくて、そういう安全対策をとるべき人がとらなきゃいけないんじゃないですかっつうことなんですよ、村なりが。

会長　横断歩道、歩道をつけろっていうのはなかなか、これは県で工事費もかかるので、横断歩道の設置は再三要望しております。今の現状の中では難しいと、葛北のところへも要望しておりますし、なかなかこれを認めてくれない。言い方は悪いんだけど、事故が起こって動くっていうのが、どうも今の公安委員会なのかなあという言い方もしますけど、引き続き、それは要望します。

委員　それは強く要望していただいて、そうですね、今までだって危ないんだけど、これからうんと通行量が増えて、高齢化していく、我々もどどん年をとって、認知症になったり、いろいろしていくわけだもんで、そういうフォローをきちんとしておかないと、事故ばっかり増えるようになると思うんですよ。

委員　そうですね。毎年、各地区からも、PTAからも要望があって、毎年、村は要望していますけど、お話があったように、今後これに絡んだ車両の通行が増えるという中で、もっと強く要望していく必要はあると思っております。

委員　1条2条ですか、通行ルートは松川インター大鹿線、竜東線の伊那生田、北林飯島と153号線を使うという4ルートを決めたんですが、さっきの北林の中川橋のルート、それから飯沼以北の道がまだ不案内なところとか、そういうのも、これ、協定しちゃうとあれなんで、坂戸橋と同じように外したほうがいいんじゃない、やっぱり現段階では。

会長　1つは、再三お願いしておりますのは、国県道を使ってということであります。村道は、それに耐え得るような整備は当然していますけど、幅員ですとか、いろんなところで問題があるということと、主要地方道伊那生田飯田線の整備をされているのは、北組から先は整備されていけませんので、こちらのほうは、実は、改良工事がいよいよ始まりそうでありますんで、当然こちらのほうの改良工事が進んで道路が上がる、もしくは道路に発生土を利用するということも考えられるという、こういう前提で申し上げております。ですから、今の段階では、JR東海は、あそこは通れないという

ふうには踏んでいますし、坂戸橋を抜いておりますのは、あそこを頻繁に通って北のほうに発生土を運ぶということになると、あれは有形文化財、ちょうどいらっしゃる小池さんのときに登録ができたんですけど、あそこを余り使いたくないんですよね。荷重が大丈夫かなあっているということもあるのと、北のほうに運ぶのであれば、わざわざ天竜橋を通して運ぶよりも、1つは、そのルートとしては、中川橋が、あれは25tの荷重の最近では一番しっかりした橋ですから、そこを通行するような誘導も考えつつ、もう一つは北林飯島、先ほど言いましたとおりであります。県が改良を考えておりますので、それに合わせて、それを見越してのルートにしておるということを御理解いただければと思います。

委員 だったら、今の話だけでも、県の改良工事終了後とかいうのを、先ほどおっしゃったように、ちょっと、ちょろっと言っておけばいいだろうし。

それと、法律でオーケーだからってというのがあったけども、これは法律の上に約束事を両方で納得したかどうかということだから、法律のレベルであれば法律でもう既に日本全国決まっているわけだから、そこに何を上乘せするかだから、我々の思い切りの要求を入れてぶつけて、その中でやりとりをしながら、どこまで法律の上に約束事を積み上げられるかっていうことだから、どんどん盛り込んでぶつけて、そこで多分、法律家の弁護士さんかなにか、そういう人も入れたほうが得なんではないのかなと思いますけども。

会長 弁護士を入れても、道路法とかで、それ以上のものを構築することに対してどうなのかなという、相手の権利を奪っていくことになりはしないかなというふうに、こういう嫌いがあるんじゃないでしょうか。

委員 でも、向こうは向こうでスムーズに工事を進めたいし、協力してもらいたいという気持ちがあるわけだから、法律さえまもりゃ俺たち好きなことしていいやら、何の文句があるわっていうことではないと思うので……

会長 もちろんわかりますけど、だからつつって弁護士を通さなきゃっちゃうのは、別に考えていないんですけど。

委員 この辺の文言のところでも、こういうふうにしたらっていうふうなのは、それは「蛇の道は蛇」で……

会長 いいんですけどね、弁護士を通すとお金が非常にかかりますよ。

委員 大鹿のときに、これで走っているんだら。

委員 大鹿より踏み込んだつもりではありません。大鹿のは、もうちょっと正直……

委員 大鹿はいい人たちですから。

会長 弁護士はともかく、あれです、文言と、やっぱりもう少しこちらの側で、やっぱり上で強く——強くというか、要望が通るような格好でもう一遍考えて、向こうと交渉——交渉というか、渡っていく必要があるかと思います。

ほかに全体を通じていかがですか。

委員 すみません。通行時間等の第4条2項のところなんですけれども、村内における工事用車両の通行時間は7時半からっていうふうになっているんですが、この幅をもうちょっと狭くしていただきたいんですけれども。っていうのは、渡場のところのバスやスクールバスの時間帯が7時半過ぎたあたりにスクールバス通ったりするので、村内における時間帯は、これ、そうすると、できれば8時、工事資機材の運搬は例えば8時から午後6時とか、短くしたほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

委員 実は、この時間帯って、大鹿村の確認書がこの時間帯なんです。もう少し狭めたいという、というか、合わせてという話も、確かにその気持ちはあれなんですけど、ちょっとそれは話をしてみますけど、JRさんとしては、大鹿村以上のことはできないというお話だったので、合わせた以上というか、合わせるしかできないということになります。

委員 いや、そこ、うまく言えば、ちょっとスクールバスも、すぐにスクールバスも出しちゃうんですよ。

委員 少なくとも発生土の運搬は8時からということになっていますので、資機材の運搬の資機材がどのくらい……

委員 そうすると、あの衆は、もう狙って7時半になった時点でがががん入れてくるので。

委員 ちょっとお声として……

委員 なので、短くしたほうが、私は、今後のこともいいじゃないですか。強くその辺を。

委員 JRとそういう声があるということでお話をしたいと思います。

委員 いいですか、関連して。前のときに、たしか働いている人たちは大鹿にみんな寝泊まりしていらっしゃらなくて、まず朝、大鹿に通って、そこから仕事が始まるというようなお話があって、その人たちが通勤に行く時間は規制の時間ではないというようなお話が以前あったような気がするんですけども、そうすると、仕事をし始める人たちは、もっと早く行くことになるのではないかなと思うんですけども。

会長 そこに……。待ってください。

委員 それは何人ぐらい行かれるのか、何台ぐらい通るのかわかりませんが。

会長 この第4条第5項を見ていただいて、作業員の通勤についてはここに書いてあるんですけど、これ以上の協定といいますか、縛りというか、これは今まで対策協議会ではやっていないと思います。工事で寝泊まりしている人たちは、あれ大鹿にも住んでいるんですかね。なので、外から通勤する人もいるという状況ですね。

委員 外からの人のほうが多いって言ってなかったっけ。

委員 トンネルに直接かかわるというよりは、二方でやるから、要するに昼間と夜と、だから、そこにいなきゃ回っていかないんですよ。だから、外から通いでトンネルの工事に携わるっていうより、覆工するとか、コンクリートを巻いたりするとか、そういう衆はまた別に行きますけどね、トンネルの穴をボーリングで掘ったりする作業するのは、二方っていうか、二班でやります。その衆は、あそこにいると思います。

委員 というより、たしかダンプカー、ダンプカーが夜どこにあるのかという話。

会長 ダンプカーは、村外っていうか……

委員 村外だね。

会長 はい。大鹿村外ですね。

委員 ですよ。だから、まず、じゃあ朝、仕事しに行こうかって大鹿村に入っていきわけですよ、空身で。

委員 空身じゃないですよ。

委員 工事、掘っている人じゃなくて、運搬の。ダンプは、だから、空身のダンプは規定時間よりも早い時間に東、大鹿に向かって入っていくということになる。

会長 ここは……。

委員 それは資機材の中に入る、含まれているけど、ダンプもね。だから、7時半で……

委員 その辺、確認を。

会長 はい。確認をします、大事な点だと思しますので。そうしないと、やっぱり空身でどンドン、確かにね……

委員 一斉に来ると思うから……

会長 一斉に行かれると……

委員 数珠つなぎでずっと行くことになるよ。

会長 大事なところですので、ちょっとよく向こうと調整をいたします。調整して、時間をもうちょうと明確にさせたいと、必要があるところはやりたい。

委員 私、1回7時半くらいに渡場の信号機、どのくらい来るか待っておったら、あそこに、ずっと、大林建材さんまで数珠つなぎになりました。ええ。1回じゃ抜けられなくてみたいなのが、たしか記憶ありますんで、車が。それは、普通の通勤の車両もあるし、ダンプも何台か、3台ばか通ったかなあ。

委員 それは、リニアというよりも前ですよ。

委員 うん。そう。砂利の関係だと思います。はい。

委員 先ほどのときも出たんですけど、非常にやっぱ、リニアの工事だけじゃない、いろんな工事が動いたり砂利の運搬が動いたりする中で、ちょっと、そこをやっぱり調整をしてもらわないといけないなあというのは非常に、これだけじゃないので。さっき砂利組合の話が出たんですけど、砂利組合以外で、特にこの秋、10月11月は、国交

省の工事でかなりあそこダンプが動いていたという話で、さっき環境測定の数字も出ていましたけど、11月の何日かな、何かその辺が結構一番多い台数のときの数字が高くなっているという話も聞いていますので、その辺の、一応ほかの工事の通行期間で重なるところは、ちょっと事業者と調整を行うというふうにはしてあるんですけど、ここはちゃんとやっていただきたいなあというふうに思います。

委員 それとね、これ、ちょっといろいろと……

会長 今の関連のことはいいですか。ちょっと……。

委員 発生土の運搬は8時から夕方6時になっているんですけど、ちょうど小中学生の下校時刻が4時前後で、その時間をさけていただくことっていうのはできるんですか。

会長 想像が非常に大変なだけけど、そういうことはきっと出てくるだろうなあと思うんですが……。交渉次第でだし、これからのことなんですよ、これ。

委員 特に……

会長 ですから、でもね、これを大枠でやっておいて、がんがんやられても困るので、通行時間については、今から細かいお声がけをするにしても、しっかりちょっと交渉しておかないと、その条件を、そういう人もいるんだと、それをどうするんだっちはうことは言わなきゃいけませんね。ただ、これ、あれなんですよ、先ほど副村長が言ったとおり、大鹿がこの条件なんですよ。

委員 大鹿は、逆に言えば、この同じ時間にすると、その間のタイムラグは……

委員 ああ、そうですね。

委員 中川が背負っちゃうようになる。大鹿は、逆にもうちょっと早い時間に出ないと、この時間には通行しないんですよ。このタイムラグはあるということで、全く逆もあると思います。だから……

委員 そうですね。逆に言うと……

委員 その辺の兼ね合いも……

委員 資機材の運搬とか、行くほうは、大鹿がこの時間だとするっていうか、中川がこの時間だと、大鹿はもっと遅い時間ですね。

委員 30分くらいか40分くらいね。下ってくる方は30分早く出ないとこの時間までにおりてこれないんで、向こうはもうちょっと早くしまいになりますよという……

会長 ちょっとその時間の詰めも、そうですね。

委員 その辺の詰めができればいいんじゃないですか、当村としたら。

会長 中学生、中学生ですかね。

委員 小中学生です。

会長 小中。

委員 具体的にはどこですか。渡場の信号のところですか。竜東地区全部ですかね。

委員 全部、全部。

委員 全体だね。

委員 信号から大島のほうに向かって歩いていく子がいるので……

会長 2軒屋だか3軒屋の……

委員 じゃなくて、もうちょっと大林建材さんまでの、渡場の信号からあの間を歩く子が、まだ低学年であるはあるんですけど、やっぱり運搬車両っていうと大きいですよ。

委員 危ないと思う。

委員 今通ると、ちょっと怖いかなって。しかも、この時期はもう暗くなってきているときに大きい車が通るのは余計ちょっと怖いような気がするんです。

会長 じゃあ、あれですね、例えばこの時間には誘導員をつけろとかね……

委員 考えていただければ。

会長 誘導員なり、何かそういうふうにして子どもさんがはみ出さないように対策を施すと、この通行時間に難色を示すならくらいな交渉のやり方もあるかもしれないですね。

委員 安全のほうをしっかりと確保していただきたいんですが。

委員 6条で清掃のことを書いてあるんですけども、渡場の交差点まで来ると、JRのダンプカーに限らず、砂利組合のダンプカーとか、いっばいまとまって来るんだけども、そこら辺をどう精査したのか。また、道路内を掃除するのか、大鹿からずっと工事用の道路を掃除するのか、要するに民間密集のところの掃除するのか、そういった頻度とか、そういったのをどう考えているのか。っていうのは、多くの建設業界っていうのは、建設現場から出た一定の範囲内の清掃はきちんとしておるけども、それから10km先へ行ったらまで掃除しろっていうことは余り言わないんですよ。それはいいことなんだけども、ここまでJRに求めることはどうなのかなあって、砂利組合とすれば両方で掃除するもので構わないんだけども、大鹿村から出た土砂がここに来て粉じんで舞うっていうことは考えにくいかなあと思っておりますけども、どのように考えておりますか。

会長 一般的には、出入り口に水が張ってあって、そこを通過して洗って通行っていうことがありますよね。でも、全部落ちなくて、細かいのがやっぱりということがありますから、そういう意味から言ったら、全体は無理だと思いますけれども、それは、やっぱり目についたら、これで縛りをつけるっていうことだと思います。途中のところは、なかなか難しいかと思いますが、それをここにしっかり持っておいて言ったほうが、これが足かせになれば、JR東海とすればきちんとやるということだと思いますので……

委員 このぐらいいいんじゃないかなあ。

委員 住宅密集地は、もう定期的に週1回とか誠意を出せばいいことなんで、それは難しいことじゃないんで、道路の清掃機があって簡単にできますので、むしろこういったことを言っていたほうがいいかなと思います、大まかじゃなくて。

委員 そのチェックは総代がやるのか、村のほうでやるのか。

会長 総代でやっていただければなら、それは総代にふざけるなって言われるかもしれない

ですけど。これは、やっぱり対策協議会を代表するのは、やるのは村長ですから、村の、そうですね、監視しながら、それはやらなきゃしょうがないですね、仕事として。通報を受けたらすぐ行くようにします。

委員 第7条に苦情の対応っていうところがありますので、もし地元で何かあったら、窓口は一応村ということになっておりますので、何かあったら村のほうへ言っていただいて、それによってJRと交渉して……

委員 事業者もある程度は、定期的にパトロールとか、そういうことはお願いしてほしいと思います。

会長 確かに、逆に、やっぱり余り村から言われると、JRとしても心象悪いし、当然、地元の皆さんが一番そういう目に遭うんで、やっぱり厳しく言ってもらって、こちらを通じて言っていたほうが、やっぱりJR東海も真剣にやるんじゃないかなと思いますので、こっちを通じて言ってください。

委員 それと、すみません、小浜線の渡場の辻から管轄が下伊那の管轄だよな、あれ、小浜線って。だから、その辺の今まで、何ていうの、食い違いというか、ちょっとタイムラグ、さっきも言ったタイムラグあるんで、全部そういうふうに対応していただけるかどうかという、そういう部分もちょっと調整をしてもらっておいたほうが良いような気がします。

会長 そうですね。

委員 上伊那から下伊那へ行くっていう、やっぱり下伊那が優先っていう部分がかかなり強いような感覚はあります。

会長 特にあの道路は、おっしゃるとおり、そうですね。

委員 そうですよ。ですから、その部分を最初の段階で、こういうのがあるから、こういうことだよというのはわかっていたらいい……

会長 ちょっと、その挟み込み方をどうするかとか、細かいところで飯田建は関係ないなんて言われちゃ困るんで、しっかり監督せえちゅうことだと思いますけど、それは私どものほうで申し入れをし、仕組みは、ちょっと連絡できる仕組みはつくってまいります。ほかにはいかがでしょうか。

委員 いずれにしても、とりあえず一番影響が大きいのは、宮島さん、一番この影響が大きいのは、いずれにしても渡場の交差点のところを歩いていくので、どっちに行くにしても渡場の地区の皆さんに、あとは、ちょっとこの取り扱いについてもう少し説明をさせていただきますので。

委員 はい。わかりました。

事務局 すみません。本日、初めて皆様に確認書案ということで御提示させていただいて、当然のように追加要望等を決めたところであります。これにつきまして、今、副村長のほうからも申し上げましたとおり、一番影響のある渡場の皆さん、あるいは柳沢の2軒屋の皆さん、皆様の御理解をいただかないと確認書案を村としてJRに突きつけて締結していくというようなことはできないということで、前々から対策協議会でずっと悩んでいただいていたところであるというふうに思っております。そういうことでもありまして、きょう皆様に御提案させていただきました確認書につきまして、ただいまいただきました御意見等を今後ちょっとJRと詰めた段階で、どこまで踏み込んでさらにいけるかっていうことも踏まえて、また修正を加えながら、渡場の皆さんプラス2軒屋の皆さんに調印前に御提出させていただく中で、さらに煮詰めていきたいというふうに思っております。

たまたまなんですけれども、たまたまなんですけれども、先ほど飯田市のほうからも宅地造成について道路を使いたいということで詳しい説明を地元の皆さんにさせていただきたいということもありましたので、例えばであります、調整がつき次第、来月の中下旬に早くともなろうかと思うんですけれども、日程調整させていただく中で、お邪魔をさせていただきながら、説明あるいは御協議いただいて煮詰めていきたいというふうに思っております。いかがでしょうかということで、ちょっと含めて、ちょっと御提案とさせていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

会長 大筋は今申し上げたとおりですけど、きょう大事な意見で、もう少し根本的に強くあるべきであると、当然だと思えますけど、それと、細かいところの調整も含めて、時間やなんかは、向こうというか、JR東海とよく詰めておいてから結んだほうがいい箇所も見受けられますので、早急にこれは両方で突き合わせをします。1月の早いうちに原案をつくり、もう一遍直した原案をつくりますので、もう一度この皆さんだけで、時間はそれほどとらせませんのでお集まりいただければと思いますけれども…

委員 送ってください。

会長 必要ないですか。ああ、送ってください。ああ、送る……

委員 今、意見がそうしてくださいと。

会長 いや、そうすると、いろいろこれじゃだめだという意見とかいろいろ出てくる、そうなったときに收拾がつかない。

委員 とりあえず地元渡場の皆さんの御意見を聞くと、それで、お声を聞いた上で、最終的な案を協議会で確認していただいてということになると思うんですけど、そういう、

会長 今の説明でよろしければ……

委員 先にとということですか。地元の意見を先に……

委員 そうですね。

委員 地元というか、渡場の意見を先に聞いてという……

委員 やっぱ、御意見、御要望というか、そういうことになると思います。

委員 私ども、今度の日曜日、総会になります。先ほど申したように総代かわりますが、間違いなく申し伝えておきますんで。また、総会の折にも若干なり私のほうから御説明はするような形で伝えておきます。

委員 さっき言ったように飯田市のほうでも、具体的にいつからいつでどのくらいのってところを、あしたの大鹿の協議会のほうで了解っていうか、お話で問題なければ具体的な話をしたいということでしたので、それもあわせてお願いできたらということ……

委員 ちょっと前もって言ったほうがいいような気がする。この話は今回で唐突にというか、出てきたような感じなんで、こっちは、もう前からいろいろ皆さん頭の中に描いているけど、全く頭の中に描いていない新しい絵が出てきちゃったような感じなんで、

委員 飯田のほうですか。

委員 飯田のほうは。ですんで、ちょっと何か感触というか、猶予があったほうがいいのか、うな気はするんだけどね。

委員 なので、ちょっととりあえず……

委員 今回のそのような、もうこれは、ただいま公表して発表してもよろしいですか、この飯田市さんの。

委員 いいと思いますけど。

委員 いいですか。ああ、そうですか。それならそれで、一応……

委員 それは、ちょっと地元でこういう話が実は協議会の中でありましたっていうことは、今年度の中で、今度の総会の中でも言っていたら……

委員 ああ、そうですか。

委員 詳しい話は……

委員 1月でしょう。

委員 そうですね。

委員 1月中旬ころを目標に御説明いただけるという……

委員 はい。改めて飯田市のほうで来ると、あわせて、今後、JRの持ち出しは県道の改良が終わってからだよっていうことなんで、もう少し先に実際にはなると思うんですけど、協議会のほうでJRの工事用の車両についての確認、運行に関する確認をしたという案として、ちょっと御意見をいただきたいと……

委員 飯田市で来ると、この覚書というか、確認書の件と両方で1回でやられますか。

委員 そうです。あわせて。

委員 合わせてね。1月中旬以降、1月中というぐらいでよろしいかね。

事務局 来月中下旬あたりでどうかというふうに思いますけど。

委員 ということですね。伝えておきます。

事務局 もしあれでしたら、先ほど県で松川インター大鹿線の代替道路といたしますか、一方通行規制のことについても提案がありました。これについても、もし渡場ないし2軒屋さんのほうで必要があるというふうに言っただけであれば、県のほうへもちょっとお声がけをして、3者でお邪魔するとか、そういうことも考えてはいきたいと思っていますけれども……

委員 ああ、そうですか。それじゃあ、その意向も聞いて吸い上げて伝えなきゃいかんってということだね。

事務局 よろしいでしょうかね。それによって、こちらでちょっと日程調整等をする機関が変わってきますので。県のほうでは、今のところ、もし、そういうことであれば御説明に伺ってもいいしということではいただいておりますので……

委員 3点を含め、その3つを含めて一括で説明会ないしお話し合いを持っていただけるという話をしておけばいいですか。

会長 そうですね。渡場地区の説明会は、今議論して、修正、こうにすべきだっというところがありますので、JR東海と詰めて、詰めて合意ができたものでお示しを皆さんにさせていただきます。それと、あわせて飯田市の説明を、1回のほうがいいかと思っておりますので……

委員 それと、代替道路だか、そのことも……

会長 そんな向きでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 河川内の河川内道路、これについては、大林建材さんのプラント、これは、ここに個人の田んぼがあったと思うんですけど、そこら辺の了解はいただいているんですか。

会長 田んぼ、あれ潰れなくて、通れると思いますよ。

委員 ああ、通れる。通れるならいい。そこら辺もちょっと確認しておいて話をしてもらったほうが……

会長 そうですね。これ飯田建の話になるんで、伝えます。

委員 先ほど県のほうの半の沢の技術検討会の報告書が2月の上旬くらいということで、それを受けて協議会に説明するという話があったので、タイミングとしては、その協議会で最終、このさっきの確認書の案をまたその場で御意見いただくつちゅうことでいいかなあと思うんですけど、いいですか。

いずれにしても確認書は、うちのこの協議会が納得して、これでいいでしょうつちゅう段階でないと確認は結びませんので、まずは渡場の皆さんにちょっと御意見をお聞きして、それも踏まえて、次回としては県の最終報告書の説明とあわせてっていう、JRとの確認書は、正直そんなに、まだ運び出しがすぐにではないので、いつまでという期限はございませんので、その辺で、次は2月の上旬くらいというように思っていて、お願いできたらという……

委員 確認書のほうの話は、この地図見ていたら、葛島全部だろうし、三共とか、その辺も入ってくるわけですよ。

会長 いざ確認をするぞっていうときになってから……

委員 でも、これについて、さっきあった何時から何時までとか、いろんな話についても、どんな段階で、飯田の件は別にしておいて、こちらの件については少し範囲を広げていただいたほうがいいかもしれません。

会長 はい。おっしゃるとおりだと思います。私も、まだすぐには出んだろうという高をくくっているんだけど、その前に必要なときには全部説明をしていくつもりであります。それでは、きょう、確認書案という形でざっくりですけど——ざっくりじゃなくて、原案もお示しをさせていただきまして、皆様からいろんな御意見を頂戴しました。これを、まだ締結までには時間があると思いますので、しっかりこちらの要求を突き付けながら練り上げていくというふうにしたいと思っております。きょうの議題は以上でございますけれども、何か委員さんの中でこれだけはちょっと言っておきたいという方がありましたらお願いをしたいんですが。——よろしいですか。ありがとうございます。ちょっと、やっぱかかるだろうなとは思ったんですが、やっぱりこのぐらいかかりました。御協力ありがとうございました。それでは、その他のほうは事務局に返します。

4 その他

事務局　それでは、その他ですが、次回の協議会の開催予定については、先ほど村長申しましたとおり、県の最終報告書を受ける形で開催、そのタイミングで、その時点で報告できること、協定書がどこまでどういう形で煮詰まるかわかりませんが、それも議題の1つになろうかというふうに思いますので、めどがつけば2月上旬ころということをお願いをしたいと思います。

5 閉会

事務局　それでは、閉会は副会長にお願いいたします。

副会長　どうも、長時間にわたって慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。大変御苦労さまでした。以上をもちまして協議会を閉じます。御苦労さまでした。

以上